

令和6年3月22日（金曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
8番	佐藤耕治	委員	9番	後藤健一郎	委員
10番	渡邊賢一	委員	11番	伊藤正彦	委員
12番	古沢清志	委員	13番	太田芳彦	委員
14番	沖津一博	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	齋藤真朗	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	東海林恒	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略 課長	小泉尚	財政課長
安彦絵美	税務課長	大江幸範	市民生活課長
菊地正博	防災危機管理 課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
白田純一	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	福祉国保課長	寺西里衣	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	柏倉信一	会計管理者（兼） 会計課長
小林博之	病院事務長	今野育男	学校教育課長
渡邊健一	生涯学習課長	渡辺智昭	スポーツ振興 課長
渡邊昭	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会
令和6年3月22日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第 7号 令和6年度寒河江市一般会計予算
" 2 議第 8号 令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 3 議第 9号 令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 4 議第10号 令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 5 議第11号 令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 6 議第12号 令和6年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 7 議第13号 令和6年度寒河江市下水道事業会計予算
" 8 議第14号 令和6年度寒河江市立病院事業会計予算
" 9 議第15号 令和6年度寒河江市水道事業会計予算
" 10 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 11 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

○古沢清志委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
10番渡邊賢一委員から、3月12日の本委員会での発言について、お示しのとおり、会議規則第123条の規定により、その一部を取り消したい旨の申出がありました。この発言取消しの申

出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、渡邊賢一委員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

ただいまの発言取消しの許可に伴い、これに関連する以降の発言についても、配付用の会議録から削除することといたします。

ここで、発言訂正について申し上げます。

今野学校教育課長から、3月12日の本委員会での発言について、お示しのとおり、その一部を訂正したい旨の申出があり、委員長においてこれを許可しておりますので、御報告いたしま

す。

議 案 上 程

- 古沢清志委員長 日程第1、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 古沢清志委員長 日程第10、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 古沢清志委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。安孫子総務産業分科会委員長。

〔安孫子義徳総務産業分科会委員長 登壇〕

- 安孫子義徳総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月12日及び13日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第7号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに第2表及び第3表並びに議第12号、議第13号及び議第15号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第7号については、初めに第1表中歳入全部の審査を行い、次に、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第11款、歳出第8款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表の順で審査を行うこととし、その後、議第12号、

議第13号、議第15号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「個人市民税について、約1億9,400万円の減収を想定しているようだが、定額減税による影響はどの程度になるのか」との問いがあり、当局より「課税対象となる所得の主なものである給与所得は、令和6年度も増加を見込んでいます。しかし、定額減税による減収は約2億円の見込みであり、給与所得の増加分を上回るため、全体としては減収を見込んでおります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金管理事業について、ふるさと納税に係るポータルサイトの追加を検討しているようだが、その理由は」との問いがあり、当局より「制度改正により、ふるさと納税の競争も厳しくなってきたことから、寄附金をより多く頂けるよう追加するものになります」との答弁がありました。

委員より「情報システム費について、デジタル化を一気に進めることによって職員の負担になるようなことはないのか」との問いがあり、当局より「デジタル化を進める際には、アナロ

グ処理とデジタル化を並行して進めなくてはならない部分があり、その分の職員負担の増加も見込まれます。そのため、デジタル化へのロードマップを作成し、移行時における負担軽減を図りながら進めてまいりたいと考えています。また、デジタル化への移行が進めば、職員負担の軽減が図られるものと考えています」との答弁がありました。

委員より「電子申請システム運営事業について、昨年より増額となっているが、その理由は」との問いがあり、当局より「県の電子申請システムについて、利用が進んできており、その分、全自治体に応分の負担割で増額の依頼があったものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消防施設整備事業について、小型動力ポンプ付の車両の購入を予定しているようだが、車両についてメーカー等の指定はあるのか」との問いがあり、当局より「車両について、メーカー等の指定はなく、入札に当たり作成する仕様書に合うものを購入することになります。購入するものには、車両のほか、改造部品、小型ポンプも含まれます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「雇用対策事業について、高校生の

インターンシップの実施状況はどうなっているか」との問いがあり、当局より「令和5年度の実績について、受入れ企業として手を挙げただいたのは53社です。そのうちの28社に対して、高校生は29名参加いただきました。来年度以降につきましても、実施状況や反省点を踏まえ、適切に行えるような形で進めてまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「商工振興費について、令和5年度では計上されていた商店街等にぎわい創出支援事業が令和6年度予算に計上されていないが、ほかの事業に振り替えられたという認識でよいのか。また、その場合、1件当たりの助成額の上限は」との問いがあり、当局より「御指摘のとおり、当該事業については、別の事業に振り替えて令和6年度も実施します。ソフト部分は、中小企業販売促進事業費補助金として上限25万円、ハード部分は、中心市街地活性化整備事業補助金として上限100万円を予定しています」との答弁がありました。

委員より「新型コロナウイルス感染症対策資金利子助成金について、利子の助成は何社へ行っているのか。また、令和5年度に比べ予算が減額されているが、その理由は」との問いがあり、当局より「令和5年度の利子の助成については、金融機関への助成が54件、事業者への助成が19件ありました。また、減額の理由としては、借入額の減少に伴う支払利息が減少したためです」との答弁がありました。

委員より「観光物産振興事業について、インバウンドを含めた今後の観光需要の増加に対し、この予算で対応可能なのか」との問いがあり、当局より「令和6年度予算では、今年度に策定

した観光振興計画にのっとり、インバウンド需要なども考慮して予算を計上させていただきました。その中では、体験観光や周遊促進など新たな事業も計画しているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「スマート農業推進事業費補助金について、ドローンの整備支援も対象に加えるとのことだが、ドローンの用途は決まっているのか。また、補助率は」との問いがあり、当局より「ドローンの用途としては、水田等への薬剤の散布を想定していますが、農業全般ということであれば細かく用途を制限しておりません。また、ドローンの価格はおおむね1台当たり90万円程度のもを見込んでおり、補助率は3分の1で、上限が30万円としております」との答弁がありました。

委員より「有害鳥獣被害対策推進事業費補助金は、電気柵への補助とのことだが、補助率は」との問いがあり、当局より「補助率は2分の1で、その内訳としては、県が4分の1、市が4分の1となります」との答弁がありました。

委員より「地域おこし推進員活動費交付金について、推進員の活動に必要な経費とのことだが、具体的にどのような活動に対しての交付金なのか」との問いがあり、当局より「農林課所属の推進員の主な活動内容としては、地域農業のPRや様々なイベントへの参加、自身のSNSを利用した情報発信などがあります。交付金の内容としては、自動車の借り上げ、燃料費、簡易な農作業に対する農業用の道具や消耗品などについてを活動経費として交付しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもつ

て原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「橋りょう整備事業について、平塩橋の橋梁予備設計業務も含まれているとのことだが、架け替える場所などの詳細は決まっているのか」との問いがあり、当局より「平塩橋の架け替えを検討する上での重要な条件として、健診センター前の丁字路と国道458号線に接する十字路は変更できないということ、また、既存の橋の下流側に村山広域水道の水道橋があることなどが考えられます。それらの条件を踏まえた結果、現時点では既存の橋の上流側に架けることを想定しています。しかし、最上川に架かる橋のため、河川管理者の諸元などもあり、それらを整理した上で詳細については今後決めていくこととなります」との答弁がありました。

委員より「街路樹管理事業について、剪定箇所は市内全域となるのか。また、電線等に接触しているなどの市民からの情報提供があった場合、どのように対応するのか」との問いがあり、当局より「今回の予算では、工業団地内の剪定を計画しています。しかし、市民から緊急を要する情報提供があった場合は、速やかに対応したいと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、

質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第2表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第3表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第12号令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第13号令和6年度寒河江市下水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「下水道本管に接続していない家庭等に対する普及促進に関する活動はどのように行っているのか」との問いがあり、当局より「ダイレクトメールと訪問による普及促進を行っていますが、コロナ禍により訪問は停止している状況でした。しかし、新型コロナウイルス感染症も落ち着いてきたことから、訪問を再開したいと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○古沢清志委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。月光厚生文教分科会委員長。

〔月光裕晶厚生文教分科会委員長 登壇〕

○月光裕晶厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月12日及び13日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第7号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款並びに議第8号から議第11号まで及び議第14号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第14号の審査を行った後、議第7号から議第11号までの順に審査を行うこととし、また、議第7号については、第1表中歳出第2款の一部の審査終了後に歳出第4款の審査を行い、その後、歳出第3款の一部、歳出第10款の順で審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第14号令和6年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「収益的収入の入院収益について、前年度の当初予算と比較し増額となっているが、その要因は」との問いがあり、当局より「療養病床の入院単価を昨年度と比較し、2,000円増額の3万3,000円としていることが主な要因であり、入院収益全体としても増加を見込んでいます」との答弁がありました。

委員より「資本的支出の施設整備費について、市立病院の築年数等を考えると修繕等を必要とする箇所が様々出てきていると思うが、このたび計上されている予算額で十分なのか。また、市立病院の修繕等については、県立河北病院との統合の可能性も考慮し実施していくべきと思

うが、このたび計上されている金額はそのような点も踏まえたものなのか」との問いがあり、当局より「施設の修繕等については、昨年度に実施した劣化度調査に基づき、優先順位を検討した上で進めているところです。病院という施設の性質上、患者の安全性を最優先に考えており、そのような部分に関わる修繕等については、県立河北病院との統合の可能性も踏まえながら実施していきたいと考えております。今後、突発的に修繕等の必要が生じる可能性についても考慮し、このたびの金額を計上させていただいたところですよ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「2款1項9目の高齢者運転免許証自主返納支援事業について、高齢化により高齢者の数が増加していることを踏まえると、運転免許証の自主返納者も増加するものと思うが、予算額を昨年度と同額とした根拠は」との問いがあり、当局より「令和3年度は162人、令和4年度は166人、令和5年度は2月29日現在で144人の自主返納者があり、ここ数年では150人前後で推移しております。このたびは、200人分を見込み、前年度と同額としたものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「4款1項1目の自殺対策事業について、計上されている予算額は前年と同程度だが、内容に関してはどのようなことを検討しているのか」との問いがあり、当局より「最近で

は、子供の自殺者数が増加傾向にあり、子供にSOSの出し方を教えたり、そのSOSを受け止めるということが全国的にも注目されています。具体的な事業としては、SOSの出し方に関する講習を昨年度実施していない学校に講師を派遣することを予定しております」との答弁がありました。

委員より「4款1項1目の母子保健指導事業について、令和6年度から5歳児発達相談事業を開始し、就学に向けて支援していくとのことだが、具体的にはどのような内容を考えているのか」との問いがあり、当局より「5歳児健診においては、3歳6か月の健診において発達に問題が確認されなかった子供の中から新たに該当者を発見し、就学時健診へつないでいく体制を学校教育課とも連携しながら構築したいと考えております。詳細については、今後、国から指針等が示された後、検討を行います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「3款2項1目の放課後児童健全育成事業について、中部小学区については、今後、児童が増加し教室が足りなくなるといった話を聞いているが、学童保育については現在の体制で問題はないのか」との問いがあり、当局より「中部小学校の放課後児童クラブについては、昨年度、新たに2つ整備したこともあり、不足はないものと考えておりますが、現在、同学区内に新たに宅地が造成されているため、今後については検討が必要なものと考えております」との答弁がありました。

委員より「3款2項2目の母子・父子及び寡婦福祉事業について、子供の学習支援として大

学の受験費用等も支援するということであるが、具体的には受験費用のどの部分を支援するのか」との問いがあり、当局より「大学や専門学校等を受験する際にかかる受験料の助成を予定しております。助成額については、国からの補助金額の上限である5万3,000円を上限として考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「10款1項2目の学校再編整備事業について、今後、学校施設整備に関する基本構想及び基本計画を策定した上で、その後の整備に進んでいくものであるという理解でよいか」との問いがあり、当局より「はい、そのとおりです。なお、基本構想と基本計画については、学校施設整備計画（改定版）に基づいた原案の作成をコンサルに委託する予定です」との答弁がありました。

委員より「10款1項3目の学力向上推進事業について、読み書き力向上アプリ及びリーディングスキルテストの対象範囲を拡大することだが、この事業の具体的な目的は」との問いがあり、当局より「本市の児童生徒については、読解力の不足が課題と考えており、読み書き力向上アプリについては、小学校低学年のうちからその向上を図ることを目的に対象範囲を拡大するものです。リーディングスキルテストについては、その対象範囲を中学2年生まで拡大することで、自身の成長度合いを確認する機会を提供すると同時に、次の段階への足がかりとし、読解力の育成を目指すものです」との答弁がありました。

委員より「10款1項3目の教育支援推進事業について、別室登校の生徒を担当するための教育相談員を増員し、各中学校へ配置するとのこ

とだが、具体的にどのような形で配置することを考えているのか」との問いがあり、当局より「教室に入ることは難しいが学校に来ることはできる生徒に対し、拠点となる場所を用意し、そこに教育相談員を配置する予定です。当該教育相談員が、当該生徒と学級担任やほかの生徒、あるいは寒陵スクールとのつながりの可能性を探るといったことを想定しています。その業務量の多さから学級担任が担うことが困難な部分を教育相談員が担当するものです」との答弁がありました。

委員より「10款5項1目の体育施設整備事業について、市民体育館や市民プールなど施設の老朽化が大分進行しているが、今後の修繕についてはどのように考えているか」との問いがあり、当局より「令和6年度については、80万円の修繕費を計上しているところですが、大規模な修繕に関しては個別施設計画等を考慮に入れながら、今後検討が必要なものと考えております」との答弁がありました。

委員より「10款4項3目の芸術文化振興事業について、若者活性化ライブの内容は」との問いがあり、当局より「若者活性化ライブについては、ライブの企画、運営等を若い方からの意見を取り入れながら実施することを想定しており、鑑賞するだけではなく、主体的に体験してもらえる事業として考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第9号令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論

を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第11号令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○古沢清志委員長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 先ほどの委員長報告の中の1点だけ、ちょっと確認をさせていただき、委員長の答弁を求めたいと思いますが、10款1項2目学校再編整備事業費のコンサルへの委託料5,200万円ということで、この予算特別委員会の中で私が御質問させていただいた中身です。

主な質疑の中でも御報告をいただいたわけですが、一番重要な入札方式の指名競争入札というものを、取り消すというふうなことを前提に分科会で審議されたというふうなことを聞いていますけれども、質問している私は、そのことも了解していないし、聞いてもありませんでした。

また、この予算特別委員会の委員長が付託し

たわけですけれども、分科会委員長のほうでそれをうのみというのか、それを進めていったということで、議会運営委員会のほうにも諮らずに、事後の報告というふうなことで、分科会運営、委員会運営に関して、委員長のその進め方については非常に私は問題があるというふうに思っていますけれども、そういった点についていかがお考えか、お伺いします。

○古沢清志委員長 月光委員長。

○月光裕晶厚生文教分科会委員長 私の今回の議事進行については、的確に進められたものだと私は考えております。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 古沢委員長、ぜひ委員長のお考えもお聞きしたいんですけれども、分科会委員長が適切にというふうなことでお話、今ありましたけれども、質問者の問題点について、取り消すというふうなことの了解もなく、分科会で勝手にそれを進めるということは、この予算特別委員会のほうで付託した古沢委員長の責任でもあるというふうに思うんですけれども、そこは、議会全体としてそうしたことはあってはならないというふうに私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○古沢清志委員長 しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時11分

○古沢清志委員長 では、休憩を解いて再開いたします。

分科会においては、過ちがあったという事実、それをお伝えして、審査をしていただき、特段問題があったとは認識しておりませんが、今後は、慎重に対応して、当局と話を進めてまいりたいと思っております。

渡邊委員。

○渡邊賢一委員 まず、厚生文教分科会委員長の適切に進めてきたというふうなところは、やはり違うと思います。

それで、今、古沢委員長がおっしゃったとおり、まずきちんと丁寧に進めるということが大前提でありますし、執行部においても、そんな簡単に答弁をころころ変えるなんていうことはあってはならないと思いますので、しっかりと答弁を準備していただき、御回答いただきたい。

また、委員会を進める上でも、きちんとイニシアチブというか、取っていただき、必要なときは議運で諮っていただきたいということを申し入れ、発言を終わります。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算、議第8号令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第10号令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第12号令和6年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第13号令和6年度寒河江市下水道事業会計予算、議第14号令和6年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

9案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第

14号及び議第15号の9案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時15分

○古沢清志委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 古 沢 清 志